

第 72 回国民体育大会（第 73 回冬季大会） 中国ブロック大会競技運営補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 第 72 回国民体育大会（第 73 回冬季大会）中国ブロック大会広島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、国民体育大会中国ブロック大会（以下「ブロック大会」という。）の円滑な実施を図るため、関係競技団体（以下「競技団体」という。）が行うブロック大会の競技運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付の対象等）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容及び補助対象経費等については、別表のとおりとし、補助金の額については実行委員会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

（交付の申請）

第 3 条 補助金交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、会長が別に定める。

2 補助金交付申請書には、事業計画書（別記様式第 2 号）を添付しなければならない。

（決定の通知）

第 4 条 会長は、提出された補助金交付申請書等を審査し、適正であると認めるときは、補助金交付額を決定し、補助金交付決定通知書により競技団体に通知する。

（交付の請求）

第 5 条 競技団体が、補助金の交付の請求をしようとする場合は、別記様式第 3 号による請求書を提出するものとし、その提出期限は会長が別に定める。

（事業の変更）

第 6 条 競技団体が、事業の内容を変更しなければならない場合は、速やかに別記様式第 4 号による変更承認申請書を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定された補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ会長に協議し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、事業実施報告書(別記様式第6号)及び収支決算書(別記様式第7号)を添付しなければならない。

その提出期限は、当該事業の完了した日から30日以内とする。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書により競技団体に通知する。

(決定の取消し)

第9条 会長は、競技団体が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付内容に違反した場合には補助金の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 競技団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、超える額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第11条 競技団体は、補助事業に関し収支簿を備え、他の経理と区分して収入支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 競技団体は、補助事業の支出額について、証拠書類等を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。